

まつざき県議が行った討論のうち、2件の内容を掲載いたします。

まず、議案第71号、第80号、第84号につきましては、合わせて反対理由を申し述べます。

これらは、平成27年度県歳入歳出決算、県工業用水道事業特別会計及び県病院事業特別会計決算の認定についてであります。3件に共通する理由として、一昨年10月の人事委員会勧告に基づいて「給与制度の総合的見直し」として実施された、平均2%、高齢層職員で最大4%の給料の引き下げ改定によって、現給保障はなされたものの、昇給がストップした点を指摘いたします。アベノミクスによる景気回復の効果は地方には及んでいないとされていますが、給料の昇給ストップは景気回復に逆行するものであります。

また、県歳入歳出決算の問題としては、相変わらず、島原・天草・長島架橋の建設促進事業と基礎調査に366万2千円、錦江湾横断交通ネットワーク可能性検討事業に、16万5千円。スーパーアリーナ調査検討事業に62万5千円という大型開発促進のための事業費が執行されている点があります。

さらに、ここで問題とするのは、昨年8月に再稼働された川内原発に関わって、原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業交付金事業として、4億7千万円が薩摩川内市に交付された件であります。これは、“再稼働さえすればお金を出す”という極めて露骨な再稼働押し付け策でありました。川内原発の立地自治体である、薩摩川内市に対しては、この40年間、電源立地地域対策交付金等が、総額4百億円を超えて落とされてきましたが、その結果、交付金頼みの地域経済が作られ、川内原発3号機の増設計画まで進んできました。他の立地自治体においても、柏崎刈羽原発は7号機、福島第1原発は6号機というように、交付金に誘導される形で増設が続いてきました。交付金と引き換えに住民に危険と隣り合わせの生活を強いることになる、この事業費の執行に反対するものです。

以上の理由から、これら3件の決算は認定できないものであります。

次に、陳情第4021号「中学校歴史教科書に於ける『南京事件』の取り扱いについて、日中間の大きな問題になって来つつある現況を踏まえて、生徒に適切な指導をすることをもとめる陳情」について、委員会審査結果では継続であります。これは不採択とすべきであることを主張いたします。

本陳情は「南京事件」について、実際に日本軍による虐殺はなかったという認識にたったものであります。南京大虐殺は、学問上も国際的に認められた歴史上の事実です。

旧日本軍において、1932年に上海派遣軍参謀副長に着任後、支那派遣軍総司令官として終戦を迎えるまで、中国戦線を指揮した中心的な軍人である岡村寧次（やすじ）氏は、戦後、当時の防衛庁の戦史室に依頼されて「戦場体験記録」をまとめています。岡村氏は南京事件の直後に、漢口攻略戦の司令官として着任しましたが、そこで、南京攻略戦で大暴行が行われたとの噂を聞き、それを行った部隊を率いることになったために、事実を確認する必要性から、将校らに聞き取りを行いました。その結果について「南京攻略時、数万の市民に対する掠奪（りゃくだつ）強姦等の大暴行があったことは事実である」とまとめています。

また、旧陸軍将校と元自衛隊幹部の親睦団体「偕行社」は、機関誌『偕行』の1984年4月号から翌年3月号において、「証言による『南京戦史』」を募集しました。目的は、「南京大虐殺」を否定するためでありました。しかし、集められた証言は、「大虐殺」を認めるものが少なくありませんでした。連載の最終回で『偕行』編集部の執筆責任者の加登川幸太郎氏は、「死者数の膨大な数字を前にして暗然たらざるを得ない。この大量の不法処理には弁解の言葉はない」と虐殺の事実を認めざるをえませんでした。加登川氏は「中国人民に深く詫げるしかない。まことに相すまぬ、むごいことであった」「特に被害者である中国の人々が、日本軍の非行を何と告発、非難されようが、非はわれわれの側にある。これは何とも致し方ない」と述べています。

さらに、かつて小泉政権時代に町村信孝外務大臣が提唱した日中歴史共同研究でも、南京大虐殺がなされたことは、日本側の論文で記述されています。

以上のように、「南京事件」については、どの程度の規模であったかは議論があるとは言え、大虐殺が行われたことは、動かしがたい歴史的事実であります。

その事実を認めず、誤った歴史認識で、教育現場に介入する本陳情は、継続審査ではなく、きっぱりと不採択とすべきであります。